

信託終了（繰上償還）の予定に関するお知らせ

下記のとおり信託終了（繰上償還）を予定しておりますのでお知らせいたします。

1. 信託終了（繰上償還）対象ファンド

追加型証券投資信託

明治安田外債日本株ファンド

2. 信託終了（繰上償還）理由

追加型証券投資信託 明治安田外債日本株ファンド（以下「当ファンド」ということがあります。）は、2006年9月28日の設定以来、受益者の皆さまの資産運用の一助となるべく運用を行ってまいりました。しかしながら、当ファンドは投資信託約款に定められた受益権の総口数（10億口）を下回る状態が長期間続いており、今後、受益者の皆さまに十分なサービスを提供できなくなることが懸念されます。

よって、このまま運用を継続するよりも繰上償還することが受益者の皆さまの利益に資すると判断し、投資信託約款の規定に基づき、異議申立による信託終了（繰上償還）を行うものです。

3. 信託終了（繰上償還）予定日

2021年4月9日

4. 異議申立

2021年1月28日現在の受益者で、信託終了（繰上償還）についてご異議のある方は、2021年3月8日（必着）までに当社に対し書面によりお申し出ください。

この期間中に異議申立のあった受益者の受益権の合計口数が、2021年1月28日現在の当ファンドに係る受益権の総口数の二分の一を超えないときは、予定通り信託終了（繰上償還）を行います。また、異議申立のあった受益権口数の合計が二分の一を超えた場合には、信託終了（繰上償還）が中止されます。

5. 異議申立を行った受益者の買取請求の手続について

信託終了（繰上償還）を行うことが決定した場合、異議申立をされた受益者の方は、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額（受託銀行が受益者からの買取請求に係る必要書類を受理した日の翌営業日の基準価額）で、当該受益権に係る投資信託財産をもって買取すべき旨を、買取請求期間中に取扱販売会社を通じて受託銀行に対し請求することができます。

異議申立を行った場合でも、必ず買取請求をしなければならないものではありません。

※買取請求期間：2021年3月12日から2021年3月31日まで

※異議申立の有無にかかわらず、取扱販売会社において、通常の換金手続を行うことができます。

以上

2021年1月27日

東京都千代田区大手町二丁目3番2号

明治安田アセットマネジメント株式会社